

就職サイト等活用事業費補助金（採用ホームページ改良事業）の提出書類等について

【通常枠】

1. 申請書（様式第1）の添付書類（交付申請時）

- (1) 法人にあつては履歴事項全部証明書の写し、
個人にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は確定申告書の写し
- (2) 従業員数を証明する書類の写し
- (3) 事業計画書（様式第3）
- (4) 申請チェックシート（様式第5-1）
- (5) 見積書の写し
- (6) 採用ホームページが既にある場合は採用ホームページの全てのページを印刷したもの
- (7) 債権者登録申請書

2. 補助金の申請後

補助金の交付を決定しましたら、補助金交付決定通知書を送付します。交付決定通知を受けた後、業者等と契約を結び改修に着手をしてください。

3. 実績報告書（様式第8）の添付書類（改修完了→業者等に支払→求職者へ発信した後）

- (1) 収支決算書（様式第9）
- (2) 契約書の写し
- (3) 支払いが確認できる書類
請求書及び領収書
領収書がない場合は、下記のいずれかを添付してください。
 - ・預金通帳（該当箇所）の写し
 - ・現金自動預払機による振込時の利用明細の写し
 - ・振込受付書（金融機関の受付印があるもの）
- (4) 実績チェックシート（様式第10-1）
- (5) 改修後の採用ホームページの写し
- (6) 求職者が求人情報等を収集するための媒体に、改良した採用ホームページ URL を掲載し採用情報を発信したことが分かる資料の写し
 - ・就職サイト掲載の場合…就職サイトに掲載したページ（採用ホームページの URL 掲載部分）の写し及び掲載日や印刷日が分かるもの
 - ・合同企業説明会出展の場合…合同企業説明会に参加したことが分かるチラシ等及び配布したパンフレット等（採用ホームページの URL を掲載したもの）**※企業トップページの URL ではなく採用ページの URL を掲載してください。**

4. 補助金の交付について（補助金確定後）

補助金の額を記載した補助金確定通知書を送付します。補助金は、補助金確定通知書を発送してから1ヶ月程度で市が登録した口座へ入金します。

事業実施後3年程度、事業効果について市から調査へのご協力をお願いする場合があります。

5. その他

申請内容の変更等があった場合は速やかにご連絡ください。

連絡先 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 豊橋市産業部商工業振興課

TEL : 51-2435 FAX : 55-9090 E-mail : shokogyo@city.toyohashi.lg.jp

就職サイト等活用事業費補助金（採用ホームページ改良事業）の提出書類等について

【インターンシップ等枠】

1. 申請書（様式第1）の添付書類（交付申請時）

- (1) 法人にあつては履歴事項全部証明書の写し、
個人にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は確定申告書の写し
- (2) 従業員数を証明する書類の写し
- (3) 事業計画書（様式第3）
- (4) 申請チェックシート（様式第5-2）
- (5) インターンシップ等実施計画書（様式第4）
- (6) 見積書の写し
- (7) 採用ホームページが既にある場合は採用ホームページの全てのページを印刷したもの
- (8) 債権者登録申請書

2. 補助金の申請後

補助金の交付を決定しましたら、補助金交付決定通知書を送付します。交付決定通知を受けた後、業者等と契約を結び改修に着手をしてください。

3. 実績報告書（様式第8）の添付書類（改修完了→業者等に支払→求職者へ発信した後）

- (1) 収支決算書（様式第9）
- (2) 契約書の写し
- (3) 支払いが確認できる書類
請求書及び領収書
領収書がない場合は、下記のいずれかを添付してください。
 - ・預金通帳（該当箇所）の写し
 - ・現金自動預払機による振込時の利用明細の写し
 - ・振込受付書（金融機関の受付印があるもの）
- (4) 実績チェックシート（様式第10-2）
- (5) インターンシップ等募集ホームページの写し
- (6) インターンシップ等の実施状況が分かる書類（実施日、実施回数、参加人数及びプログラム内容を記載した一覧表、実施時の資料等）
- (7) 可能な範囲で、改良後のインターンシップ等関連ページのアクセス状況又は当該ページ経由の応募状況が分かる資料
- (8) 求職者が求人情報等を収集するための媒体に、改良した採用ホームページ URL を掲載し、採用情報を発信したことが分かる資料の写し
※企業トップページの URL ではなく採用ページの URL を掲載してください。

4. 補助金の交付について（補助金確定後）

補助金の額を記載した補助金確定通知書を送付します。補助金は、補助金確定通知書を発送してから1ヶ月程度で市が登録した口座へ入金します。

事業実施後3年程度、事業効果について市から調査へのご協力をお願いする場合があります。

5. その他

申請内容の変更等があった場合は速やかにご連絡ください。

連絡先 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 豊橋市産業部商工業振興課

TEL : 51-2435 FAX : 55-9090 E-mail : shokogyo@city.toyohashi.lg.jp